

# 福岡工業大学 FD 推進機構規程

## (目 的)

第 1 条 この規程は、福岡工業大学学則第 4 条の 2 に基づき、福岡工業大学 FD 推進機構（以下「機構」という。）の業務運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定 義)

第 2 条 この規程における FD (Faculty Development) とは、本学における教育内容及び方法を改善し向上させるための組織的な諸取組をいう。

## (業 務)

第 3 条 機構は、FD に関する企画、開発、実施及び支援を行うことを設置の目的とし、次の業務を担当する。

- (1) 具体的取組の立案、実施に関すること
- (2) 学部等における取組の支援に関すること
- (3) 関連情報の収集および提供に関すること
- (4) FD 活動にかかる補助金申請に関すること
- (5) その他設置の目的達成に必要な事業に関すること

## (機構長)

第 4 条 機構に機構長を置き、学長をもって充てる。

## (部会の設置及び実施事項)

第 5 条 第 3 条に定める業務を具体的に推進するために、次の各部会を設置し、機構長のもとに置く。

- (1) 工学部会
  - (2) 情報工学部会
  - (3) 社会環境学部会
  - (4) 大学院部会
  - (5) 共通教育部会
- 2 各部会に部会長を置き、前項第 1 号乃至第 3 号の部会については学部長を、同第 4 号の部会については研究科長の中から、同第 5 号の部会については関連する教員の中から、それぞれ機構長が指名した者を充てる。
- 3 各部会は、原則として各学科及び各専攻から選出された者で構成される。
- 4 各部会の実施事項は、機構長との協議を経て各部会が決定する。
- 5 部会に規程を設ける場合は、次条に定める運営委員会の議を経なければならない。

## (運営委員会)

第 6 条 第 3 条に定める業務に関し全学的見地から審議、調整を行い、効果的な運営を図るため、機構に運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (構 成)

第 7 条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 機構長
  - (2) 各部部长、教務部長、学生部長
- 2 委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。

## (招 集)

第 8 条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員の3分の1以上から開催の申し入れがあったときは、委員長はこれを招集しなければならない。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長の指名する者がその職務を代行する。

(会 議)

第9条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数の賛成により決し、可否同数のときは、議長が決する。

(委員以外の出席)

第10条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(ワーキンググループの設置)

第11条 委員会は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループは、委員会で必要を認めたFD課題の検討又は推進を行い、実施事項等を委員会に報告するものとする。
- 3 ワーキンググループにグループ長を置き、委員長が指名した者をもって充てる。
- 4 ワーキンググループのメンバー構成は当該グループ長が決定する。

(特任教員)

第12条 機構は、必要に応じて機構長のもとに特任教員を置くことができる。

- 2 特任教員は、機構長が必要を認めたFD課題の検討又は推進を行う。
- 3 特任教員の任用は、学校法人福岡工業大学特任教員嘱託規程による。

(推進室)

第13条 機構長並びに第5条に定める各部会及び第11条のワーキンググループの活動を補佐し、本規程に係る事務を所掌するためにFD推進室を置く。

(報 告)

第14条 機構長は委員会の審議内容について、大学教授会及び大学院研究科委員会に報告し、承認を得なければならない。なお、この報告は各部会の長に委嘱することができる。

(改 廃)

第15条 この規程の改廃は、大学教授会及び大学院研究科委員会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行し、福岡工業大学教育改善推進委員会規程(平成18年10月1日施行)および福岡工業大学大学院教育改善委員会規程(平成16年6月25日施行)は廃止する。

附 則

この規程は、平成22年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。